

本協会は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、次のとおり定めていますので、お知らせいたします。

1. 本協会が取り扱う個人情報の利用目的（法第18条第1項関係）：前頁に記載のとおり
2. 本協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法第24条第1項関係）：

- (1) 個人情報取扱事業者の名称：長崎県漁業信用基金協会
- (2) すべての保有個人データの利用目的：前頁に記載のとおりです。
- (3) 開示等のお申出の受付等（法第18条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）

お申出先 〒850-0035 長崎県長崎市元船町17番1号

受付時間は営業日の 長崎県漁業信用基金協会 総務課

午前9時から (電話) 095 823 8171

午後5時まで (FAX) 095 827 0915

請求の方法・提出書面：本協会が定める「個人データ開示請求書」を受付窓口又は郵送により提出して下さい。

請求者ご本人又は代理の確認方法：

A 受付窓口に「a 運転免許証」、「b 健康保険の被保険者証」、「c パスポート」又は「d 外国人登録証明書」のいずれかを提示するか、「e 実印押印の 請求書及び印鑑証明書（交付日より3か月以内のもの）」を提出して下さい。

B 郵送の場合は、上記 a 又は c の写しのほか、「住民票」又は e を同封して下さい。

C 代理人による場合は、B の証明書等のほか、法定代理人にあっては、請求者本人との続柄を証明できる住民票その他証明書、任意代理人にあっては e の書類及び「委任状」を提出して下さい。

請求に基づく本協会からの通知は、ご本人への郵送により行わせていただきます。

利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法：1件当たり500円及び複写機により複写したものの交付枚数1枚につき15円の合計額を現金又は本協会の指定する金融機関の口座にお振込み下さい。 の請求書の送付を希望される方は、80円切手及び小封筒1枚を送付して下さい。

- (4) 苦情・質問等のお申出先及び受付等：

(3)の にお申出下さい。受付窓口、郵送、電話等いずれの方法でも結構です。(3)に該当する場合は、その手続により取り扱わせていただきます。

- (5) 本協会の所属認定個人情報保護団体はありません。

3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（法第23条第2項関係）：本協会は活用することを想定しておりません。

4. 本協会の個人データの共同利用に関する事項（法第23条第4項第3号関係）：前項に掲げる利用目的の範囲内において、個人データを必要な保護措置を行った上で、別添「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の4により共同利用いたします。

5. 備考：本協会が、ご本人への明示等により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承下さい。

表記の借入資金について、貴協会の債務保証を願いたく委託します。保証されましたうは、貴協会の定款、業務方法書、規約その他諸規程及び債務保証委託約款の定めるところを承諾し、誓って債務弁済の義務を履行し、いささかもご迷惑をかけません。

## 漁業信用基金協会債務保証委託約款

本協会の会員たる中小漁業者等（以下「委託者」という。）が金融機関に対して負担する債務（以下「借入債務」という。）の保証に係る委託取引は、この約款の定めるところによる。

（委託取引の成立）  
第1条 委託取引の申込みは、委託者が金融機関に債務保証委託書を提出し、これを金融機関が本協会に送付することにより行う。

2 前項の申込みに対する本協会の承諾は、本協会が委託者に債務保証承諾書を交付することにより行う。

3 借入債務の保証は、本協会の業務方法及び本協会と金融機関との間の取決めに基づいて行う。

（保証料）  
第2条 委託者は、保証を委託した額に対し本協会所定の料率、方法により計算された額の保証料を、本協会の定める期日に、本協会に納付しなければならない。

2 委託者は、保証料の納付を怠ったときは、納付期日後納付すべき金額に対し納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合により計算された額の違約金を保証料とともに本協会に納付しなければならない。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

3 委託者は、借入債務の弁済期限又は期限の利益を喪失した日において、なお債務の全部又は一部を履行しないときは、履行すべき金額に対し弁済期限又は期限の利益を喪失した日の翌日から弁済完了の日までの日数に応じ、保証料率の2倍の割合をもって計算された額の延滞保証料を、本協会に納付しなければならない。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

（担保）  
第3条 委託者又は保証人は、本協会の請求があるときは、直ちに、本協会が将来取得することのある、又は既に取得した求償権（違約金を含む。）及び保証料債権（違約金を含む。）の担保として、本協会が指定する物件等を提供しなければならない。

2 委託者又は保証人は、本協会に提供された担保について全部若しくは一部の滅失若しくは価格の下落等による担保価値の変動又は保証人の支払能力の変動等前項の債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき本協会が認めるときは、本協会の請求により直ちに増担保を提供し、又は保証人を追加しなければならない。

3 本協会は、本協会に提供された担保を必ずしも法定の手続きによらず、一般に通常と認められる方法、時期、価格等により処分することができる。

4 前二項の規定は、金融機関から本協会が譲渡を受けた担保又は本協会に移転した担保について準用する。

（借入債務の変動通知）  
第4条 委託者は、次に掲げる場合にはその旨を遅滞なく本協会に通知しなければならない。

(1) 借入債務について期限の利益を失い、金融機関から弁済の請求を受けたとき。  
(2) 借入債務の全部又は一部の弁済をしたとき。  
(3) 更改、相殺、免除、担保物件の変動その他借入債務に影響を及ぼす事由が生じたとき。

2 委託者が前項の通知を怠ったため本協会が金融機関から請求を受けて弁済したときは、本協会は委託者に対してその全部について求償権を行使する。

（求償権の事前行使）  
第5条 委託者又は保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときは、本協会は代位弁済前に委託者及び保証人に対して求償権を行使することができる。

(1) 仮差押え、強制執行若しくは担保権の実行としての競売等の申立を受けたとき、又は仮登記担保権の実行通知が到達したとき。  
(2) 支払の停止若しくは破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは会社整理開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき。  
(3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。  
(5) 借入債務の一部でも履行を遅滞したとき。  
(6) 担保物件が滅失したとき。

(7) 住所変更の届出を怠る等委託者又は保証人の責めに帰すべき事由により、本協会に委託者又は保証人の所在が不明となったとき。  
(8) 本協会から脱退となったとき。  
(9) 本協会に対し出資口数の減少を申し出たとき。

(10) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2 委託者及び保証人は、本協会が前項より求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しない。借入債務又は第7条第1項の求償債務について担保がある場合にも同様とする。ただし、委託者又は保証人が第7条第1項の求償債務を履行した場合には、本協会は遅滞なくその保証債務を履行する。

（代位弁済の通知等）  
第6条 委託者が借入債務の全部又は一部の履行を遅滞したため本協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、本協会は、委託者及び保証人に対して通知・催告をしなくても弁済することができる。

2 本協会は、保証債務の弁済により金融機関が委託者に対して有する権利を代位して行使する場合には、委託者が金融機関との間に締結した契約のほかに、なおこの約款の各条項をも適用することができる。

3 本協会が前項の権利を行使するについて、委託者との間に特別の定をしたときは、前項の規定にかかわらずその定めるところによる。

（求償権の範囲）  
第7条 本協会が保証債務を弁済したときは、委託者は、その弁済した金額（弁済に要した費用を含む。以下同じ。）及びその弁済した金額に対する弁済の日

以後年10.75パーセントの割合により計算された額の違約金を本協会に支払わなければならない。この場合の違約金の計算方法は年365日の日割計算とする。

2 前項の違約金（弁済に要した費用に対するものを除く。）は、借入債務について金融機関との間に定められた延滞利息とみなす。

（相殺）  
第8条 委託者が前条第1項の求償債務、第2条の保証料債務その他の委託取引から生じた債務を履行しなければならない場合には、その債務と委託者又は保証人の出生払戻請求権その他の本協会に対する債権をその債権の期限のいかににかかわらず、いつでも本協会は、対当額において相殺することができる。

2 前項の相殺をする場合、債権債務の利息、違約金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率等は、本協会の定めるところによる。

（弁済の充当順序）  
第9条 委託者若しくは保証人の弁済又は前条の相殺の場合において、委託取引から生じた債務の全部を消滅させるに足りないときは、本協会が適当と認める順序、方法により充当することができる。

2 前項の場合において委託取引が複数あるときは、本協会が適当と認める順序、方法により、いずれの委託取引から生じた債務（保証人の弁済の場合、その保証人が債務を負担していないものを除く。）にも充当することができる。

（第三者の弁済）  
第10条 委託者又は保証人は、第三者をして委託取引から生じた債務の全部又は一部を弁済せよとするとときは、あらかじめ本協会の同意を得なければならない。

（連帯保証人）  
第11条 保証人は、この約款の各条項を承認し、委託取引から生じた債務の全部について、委託者と連帯し、かつ、保証人相互の間に連帯して履行の責任を負う。

2 本協会に提供された担保又は保証人について、本協会が都合により変更、解除、放棄、返還等をしても保証人の責任を生じない。

3 前項の規定は、金融機関から本協会が譲渡を受けた担保又は本協会に移転した担保について準用する。

4 保証人は、自己の保証債務を弁済した場合、代位により本協会から取得した権利を本協会の同意がなければ行使することができない。本協会の請求があるときは、その権利又は順位を本協会に無償で譲渡する。

（兼ねている保証人）  
第12条 委託者の借入債務についても保証し、又は担保を提供している保証人（以下「兼ねている保証人」という。）と本協会との間における求償及び代位の関係は、次のとおりとする。

(1) 本協会が保証債務を弁済したときは、兼ねている保証人は、各自本協会に対して第7条第1項の求償債務の全部を履行しなければならない。

(2) 本協会が保証債務を弁済したときは、兼ねている保証人がその借入債務につき金融機関に提供した担保の全部について、本協会は、金融機関に代位し第7条第1項の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行使することができる。

(3) 兼ねている保証人が金融機関に対する自己の保証債務を弁済したとき、又は兼ねている保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、兼ねている保証人は、本協会に対して何らの求償をすることができない。

（調査及び報告）  
第13条 委託者又は保証人は、各自の印章、名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面により、本協会に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、本協会からなされた通知若しくは書類等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

3 委託者又は保証人は、各自の財産、経営等の内容について本協会から請求があったときは、直ちに報告し、かつ、帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供しなければならない。

4 委託者又は保証人は、各自の財産、経営等の内容に重大な変動が生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、直ちに本協会に報告しなければならない。

5 委託者又は保証人は、各自の財産調査について本協会が必要とするときは、本協会を委託者又は保証人の代理人として市町村の固定資産税台帳等の公簿を閲覧することを委任する。

（公正証書の作成）  
第14条 委託者及び保証人は、本協会の請求があるときは、いつでもこの約款の定めるところを内容として直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続をする。

（費用の負担）  
第15条 委託者は、本協会が担保の保全、行使若しくは処分又は保証債務の弁済により取得した権利の保全若しくは行使に要した費用及び委託取引から生じた一切の費用を負担し、本協会の請求により直ちに本協会に支払わなければならない。

（代位取得の手形）  
第16条 代位により金融機関から本協会に移転した手形の権利が消滅した場合にも、委託者及び保証人の本協会に対する第7条第1項の求償債務には変動を生じない。

（管轄裁判所）  
第17条 委託者及び保証人は、委託取引に関する訴訟、和解及び調停について本協会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

（約款の変更）  
第18条 この約款の内容は、本協会の定款、業務方法書、規約その他諸規程が追加制定、改正、又は廃止されたときは、別段の定めがある場合を除き、当然変更される。